

## 8月は「人権文化をすすめる市民運動」の推進強調月間!!

市では、すべての人々が人権尊重の精神を『あたりまえ』の社会意識として身につけ、人権を基本とした人間関係が根付く『共生社会と人権文化』の創造を目指しています。

さらに、兵庫県では、8月を『人権文化をすすめる県民運動』の推進強調月間と定めており、各種の啓発事業を展開します。市においても、兵庫県の運動趣旨に賛同し、人権文化をすすめる市民運動の推進強調月間として、啓発活動を強化します。

### 推進強調月間に実施する事業

#### 1 市内の小・中学生が作成した人権ポスター・標語の展示と表彰

市内の小・中学生が作成した人権に関するポスター・標語を展示します。また、ポスター・標語のそれぞれから、最優秀賞1点、優秀賞3点、入賞16点を選定し、第2回加東市民人権講座で表彰します。

**展示について** 期間 8月23日(木)から28日(火)までの10時～21時 ※8月28日(火)は12時まで  
場所 やしろショッピングパークBio2階 多目的ホール

#### 2 第2回加東市民人権講座の開催

**日時** 8月18日(土) 13時30分～  
**場所** 東条文化会館  
**内容** ・人権ポスター・標語の表彰式  
・児童による人権作文の発表  
・講演会『心を育てる言葉、言葉が作る未来』  
**講師** 中村経子さん(臨床心理士・スクールカウンセラー)  
**入場料** 無料  
※申込不要  
※無料託児所を設けますので、利用を希望される方は、8月6日(月)までに人権協働課にお申し込みください。



#### 3 人権ジュニアリーダー学級の開催

市内の中学生を対象に、人権について様々な課題を学べる学級を開催します。感受性豊かな中学生の時期に豊かな人権感覚を身につける学習を行います。  
ドキュメンタリー映画『ある精肉店のはなし』の鑑賞と出演者による講演会や、大阪府堺市にある人権歴史館の見学を通じて、多面的に人権を学びます。

#### 4 街頭啓発活動の実施

8月7日(火)に、市内の商業施設で啓発活動を実施するほか、市内公共施設等にのぼり旗を設置します。

問 市民協働部人権協働課(庁舎1階) 担当:長谷川武史 ☎43-0544

## 「医療費が高額になった方へ」

国民健康保険の  
お知らせ

1か月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給します。※限度額は所得区分によって異なります。

### 窓口での支払いを抑えたいとき

外来・入院とも、医療機関の窓口での支払いは、限度額適用認定証等を提示すれば限度額までになります。必要と思われる方は被保険者証と印鑑を持参のうえ、保険医療課で交付申請を行ってください。

※国民健康保険税の滞納がない世帯に限ります。

※70歳以上の方で、限度額適用認定証等をお渡しできるのは、下表の「現役並み所得者のⅠ・Ⅱ」「住民税非課税世帯のⅠ・Ⅱ」の世帯の方です。

※限度額適用認定証等の有効期限は、毎年7月31日です。

自動更新はいたしませんので、有効期限以降も引き続き利用される方も申請が必要です。

### 既に高額な医療費を支払ったとき

領収書、印鑑、世帯主の口座がわかるもの、被保険者証を持参のうえ、保険医療課で高額療養費の支給申請を行ってください。

### 平成30年8月から70歳以上の方の自己負担限度額が変わります

平成30年7月まで				平成30年8月から			
	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
3割負担	現役並み 課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 +(医療費- 267,000円)×1% (多数回44,400円 ※2)	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円+(医療費-842,000円) ×1%(多数回140,100円※2)		
	Ⅱ 課税所得 145万円以上の方			Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円+(医療費-558,000円) ×1%(多数回93,000円※2)		
2割または1割負担 (※1)	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方			Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円+(医療費-267,000円) ×1%(多数回44,400円※2)		
	一般 課税所得 145万円未満の方	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円※2)	課税所得 145万円未満の方	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円※2)	
	Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円	Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入が80万円以下の 世帯など)	8,000円	15,000円	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入が80万円以下の 世帯など)	8,000円	15,000円	

(※1)昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割です。

(※2)過去12か月以内に3回上限額に達した場合は、4回目から『多数回』に該当し、上限額が下がります。

### 高齢受給者証等の表記が変わります

平成30年4月から兵庫県が国民健康保険の保険者になったことに伴い、高齢受給者証等の表記が変わります。

#### 表記がかわるもの

- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・国民健康保険限度額適用認定証
- ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・国民健康保険特定疾病療養受療証
- ・国民健康保険標準負担額減額認定証

#### 主な変更点

- 1 『兵庫県』が『国民健康保険』の前に追加されます
- 2 有効期限が上に表記されます
- 3 『保険者』の記載が『交付者』に変更されます



問 市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当:前田美穂 ☎43-0500

広告

**あなたのドンピシャ!! を探し出します!!**  
買替えの方も新車リースの方も、まずはご相談を!  
ご予算の中で納得できるまで、最も良い状態の車を適正価格でお探しします!

車の探し エムアンドワイ 検索

TEL.0795-40-2535

ご購入頂いてからが長持ちサポートの始まり。  
(有)エムアンドワイオートジャパン ☎9:30~18:30  
加東市鳥居198-3(社マクドナルド西へ400m 喫茶「藤」向かい)

中途失聴・難聴者  
ささやき川柳

半聞こえ  
途切れ途切れで意味不明  
聞くふりは  
誰よりうまい難聴者  
皆笑う

問 健康福祉部社会福祉課  
(庁舎1階)  
担当:野津和子 ☎43-0409

お詫びと訂正  
広報かとう7月号10ページに次のとおり誤りがありました。  
お詫びして訂正します。  
誤)病気が加齢により聞こえなくなった人  
正)病気が加齢により聞こえにくくなった人

耳の中の音を感じる部分は、入り口では高い音、奥に行くほど低い音を感じるようになっていきます。入り口ほど傷みやすいので、高い音が聞き取りにくい難聴は、加齢により起こりやすいとされています。

聞こえにくさの要因や、解消法も、人によってさまざま。天候で聞こえ方が違うこともあります。大きな声で話せば聞こえる、補聴器をしているから聞こえているとは限りません。

次回「難聴になって困っていることは？」の予定です。

子音とは?  
HIMAWARI  
(ひまわり)  
青字で示した母音(A,I,U,E,O)以外の音

シリーズ  
知ってほしい  
中途失聴・難聴のこと

第二回  
「聞こえにくさは  
みな同じ?」